

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊
飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成 31 年 4 月 4 日から令和元年 6 月 3 日まで

2 監査の対象

久保白ダム土地改良区
農林振興課

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、久保白ダム土地改良区に対し平成 29 年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

(1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

第2 団体の概要

1 設立目的

農業生産の基盤整備、農業の生産性向上、農業経営の合理化及び地区の振興を図り、久保白ダム共同施設及びダムに付帯するかんがい施設、排水施設、専用農業用施設及び農業用水路の維持管理を行うことを目的とする。

2 役員及び職員数（平成31年3月26日現在）

理事 14名
監事 5名
職員 7名（飯塚市6名、桂川町1名）

3 主な事業（平成29年度実績）

- (1) 久保白ダムに付帯する専用農業施設及び農業用水路の維持管理
- (2) 久保白ダム共同施設、ダムに付帯するかんがい施設及び排水施設の維持管理

第3 補助金交付額

【平成29年度 久保白ダム土地改良区補助金】 22,781,869円

第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、関係書類の一部に不備があったものの、監査した事務は、概ね適正に執行されていると認められました。

なお、平成29年度の事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【農林振興課に対する指摘事項】

1 報酬及び費用弁償の請求について（局長指摘事項）

総代会、理事会等会議出席者に支払う報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）については、前回監査において、会議開催前に払出しているが、開催後の精算報告が行われていなかったため、事務処理のあり方を検討するよう指導することを指摘していた。

平成29年度においては、会議開催前に、債主を総代会及び理事会等会議に出席予定の者全員とし、報酬等を支払い、会議終了後、欠席者の分を戻入している。

支出伺及び支出命令書には、会議の際、出席者から徴収したと思われる請求印が押印された請求者一覧が添付されているが、当然、欠席者のものはなく、請求印がない者の報酬等の支払いを行うことはできない。

出席者が未確定の会議の報酬等について、現金で支払いを行う場合は、事務局長等が資金を事前に現金で受領し、金額確定後、正当債権者から徴収した支払いを証する領収書を添付して精算報告を行うよう、事務処理のあり方を指導すること。

2 委託料の支払いについて（局長指摘事項）

津原揚水機場自家用電気工作物保安業務委託について、仕様書には委託料の支払方法を「当該点検完了後の偶数月（2ヶ月に1回）に支払いを受けられるよう～請求するもの」と規定しているが、久保白ダム土地改良区では、偶数月ではなく、点検完了後すぐに支払いを行っている。（5月24日、7月25日、9月26日、11月27日、1月31日）

仕様書に基づいた適切な事務処理を行うよう補助事業者に対して指導すること。